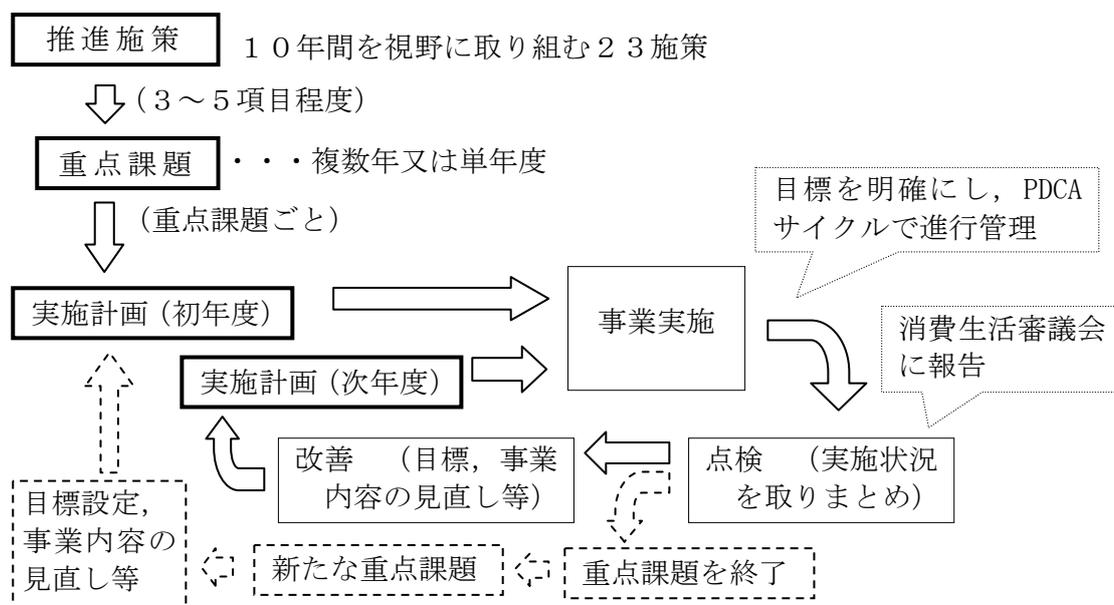


京都市消費生活基本計画（第2次計画）重点課題に係る実施計画の策定について

京都市消費生活基本計画  
 第3章 計画を着実に推進する仕組み（抄）  
 3 施策の実施状況等の点検、評価、公表  
 (1) 年度ごとの点検及び評価  
 施策の実施状況については、年度ごとに事業実績や統計指標等を取りまとめます。特に重点課題については、関連する事務事業を複数、あるいは単独で抽出したうえで、毎年度、実施計画を立てるとともに、年度終了後に点検及び評価を行います。  
 (2) 審議会への報告及び公表  
 上記(1)の事業実績等については、消費生活審議会に報告するとともに、市民に公表します。  
 審議会で出された意見については、これを尊重し、施策に反映させるよう努めます。

(計画の推進イメージ)



(平成23年度重点課題)

重点課題	推進施策
1 潜在化している消費者被害の掘り起こし	7 相談機能の強化と相談しやすい環境の整備
2 不招請勧誘による消費者被害の防止	1 3 取引行為に関する制度の検討
3 高齢者等の消費者被害を未然に防止するための見守りの仕組みづくり	1 6 身近な支援の仕組みづくり (2 3 消費者意見の反映及び行動する消費者の育成)
4 家庭における消費者力向上のための支援	1 9 様々な媒体を用いた情報の発信 (2 3 消費者意見の反映及び行動する消費者の育成)

